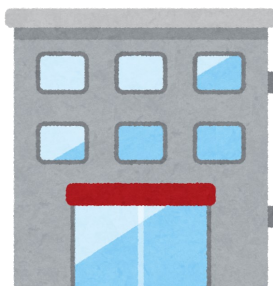


『厚生年金保険料等の報酬月額 コロナ禍により特例改定へ』



年金事務所

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業し、休業により報酬が著しく下がった場合、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能とされた**。概要は以下の通り。

【対象要件】(1)新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方(2)著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象(3)本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している※本特例措置は、同一の被保険者が複数回申請を行うことは不可。【対象となる保険料】令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料※令和3年1月末日までに届出があったものが対象【申請手続】月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請※管轄の年金事務所へ郵送(窓口へのご提出も可)※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロード可能。

『今日から予約受付開始 自筆証書遺言書の法務局保管』

自筆証書遺言書を法務省法務局に保管できることになった。平成30年7月6日に成立、同13日に公布された遺言書保管法に基づく措置で、実施は2年7月10日。実施に先立ち同省は同1日から各手続きのための予約受付を開始する。予約受付開始を前に同省はホームページに「7月10日から開始します！ 預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度」と題するページを設けた。メニューは(1)制度概要(2)関係法令(3)遺言書の手続(4)相続人等の手続(5)申請書等一覧(6)自筆証書遺言書の様式について(7)通知について(8)遺言書情報証明書・遺言書保管事実証明書について(9)手数料一覧・遺言書保管所一覧・遺言書保管所管轄一覧(10)予約について(11)Q&A(12)関連資料・リンク集。現在、自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多いが、▽遺言書が紛失・亡失する▽相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われる▽これらの相続をめぐる紛争が生じる—恐れがある。その対応として、公的機関(法務局)で遺言書を保管する制度が創設された。同省は法務局で保管する利点として、▽全国一律のサービスを提供できる▽プライバシーを確保できる▽相続登記の促進につなげることが可能—を挙げている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com